

9.8.7.6.

失業及貧窮等に關スル件  
消費組合救済件  
労働組合戦線統一ニ關スル件

九夜須選定選挙  
十事務所設置件  
土閉会ノ挨拶

次上

# 一般運動方針大綱

## 一、関東地方評議会ノ任務

(一) 関東地方評議会は、関東地方に於ける總評議会加盟諸組合相互に緊密に協力し、且つその活動を統一するたの地域の聯合体である。

(二) 日本労働組合總評議会は各加盟組合を基礎とするところの中央集権的な統一組織である。それは所謂自由聯合とは本質的にその性質を異にするものである。したがつて、總評議会加盟の各組合は、全国大会、中央評議委員会、中央執行委員委員会、並に於て決定される統一的方向に從つて活動しなけれはならぬ。すべての地方評議会は、それら各組合の活動を、より有機的な、より統一的なものたらしめるための組織である。

(三) わが関東地方評議会は、今、その創立大会に際して、如何にして、總評議会大会の決定方針を関東地方に於て実行すべきかを決定する必要がある。

(四) 總評議会の創立大会に於ては、活動方針の大綱が決定されたに過ぎないが、しかし、すべての重要問題に關して、大體の方向は明示された。我々は、その精神に基き、当面特に左の諸問題に關する方針を決定す。